

## 令和2年度 第3回埼玉県障害者施策推進協議会

日時：令和2年11月30日（月）午前10時～11時45分

場所：埼玉県県民健康センター 大会議室C

出席委員：宗澤委員、曾根委員、大島委員、田中委員、八木井委員、若山委員、  
田口委員、岡野委員、関口委員、宮野委員、高野委員、島村委員  
中井委員、松岳委員、長岡委員、関口委員、小野寺委員、榊田委員  
18名

欠席委員：白内委員、亀岡委員 2名

### 1. 開会

(司会)

本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第3回埼玉県障害者施策推進協議会を開催します。私は、障害者福祉推進課副課長の本橋と申します。本日の会議に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議には、委員総数20名のうち18名にご出席いただいております。協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立していますことを、ご報告いたします。

また、当協議会は原則として公開としております。本日は1名の方が傍聴していらっしゃいます。

<課長あいさつ>

(司会)

では会議に入ります。

はじめに障害者福祉推進課長の村瀬から挨拶申し上げます。

(障害者福祉推進課長)

皆さん、おはようございます。協議会の開催にあたりまして、一言挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、本県の障害者施策の推進につきまして、日ごろからご理解とご協力いただいております。

すこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今年度は、この協議会は6月に書面会議で開催し、9月に第2回の協議会を開催したところです。また、7月から10月にかけては、各ワーキングチームを計6回にわたり開催しました。第6期障害者支援計画について、さまざまなご議論をいただき、貴重なご意見を賜りました。新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、このようにご協力いただきましたこと、厚く御礼申し上げたいと思います。

本日は、これまでの協議会の意見を踏まえて作成しました第6期埼玉県障害者支援計画(案)について、皆様から忌憚のないご意見をいただけたらと考えております。

今後、年明けに県民コメントを実施し、さらに2月の県議会にこの案を報告し、審議していただく予定になっています。今後、計画策定も大詰めを迎えますが、委員の皆様方には引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ですが、本日の会議の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(司会)

続きまして、本日出席しております事務局職員を紹介させていただきます。順に自己紹介を申し上げます。

～事務局職員自己紹介～

(司会)

次に、議事に入る前に、本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。

～配布資料確認～

(司会)

では、議事に入ります。

ここからは、本協議会規則第6条第1項により、議長を宗澤会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

## 2. 議事

(宗澤会長)

それでは、本日の会議の議長を務めさせていただきます、どうかよろしく申し上げます。  
円滑な議事の進行についてご協力ください。

はじめに、本協議会規則第9条第2項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。今日は中井委員と島村委員に申し上げます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

では、次第の「2. 議事」に入ります。最初に「(1) 第6期埼玉県障害者支援計画(案)について」です。2回に分けて説明と協議を行ないたいと思います。

事務局からよろしく申し上げます。

(事務局)

今、お話があったように、20分をめぐりに私から説明し、その後皆様方からご意見等をいただき、その後また私から20分ほど説明し、皆様から意見をいただき、という形にしたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、資料2をご覧ください。横長のA4の「埼玉県障害者支援計画(案)の概要について」という資料です。概要としてまとめたものです。計画全体をわかりやすくコンパクトにまとめたものということで、今日用意させていただきました。

上から、「策定の趣旨」「計画の性格」、その下「計画の理念」「計画の内容」となっています。上の「趣旨」と「性格と理念」は省き、「計画の内容」について説明したいと思います。

左に主な課題として5つあります。それぞれに対して方向性を定め、それにそって319の取組を定めています。

まず一番上の「1 理解を深め、権利を護る」の主な取組を見てください。障害者への理解促進や手話の普及・啓発を引き続き推進してきます。

「2 地域生活を充実し、社会参加を支援する」では、相談支援体制の充実・強化に向けた市町村の取組の支援、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組の強化などのほか、読書バリアフリー法の施行を踏まえ、新たに視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の提供など読書環境の整備、障害者文化芸術活動推進法の施行を踏まえ、新たに障害者芸術文化活動支援センターの支援などによる芸術文化活動の振興に取り組みます。

「3 就労を進める」では、新たに短時間勤務など障害者の多様な働き方の支援などにも取り組んでまいります。

「4 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する」では、引き続き、障害のある児童・生徒にも多様な学びの場を提供していきます。

「5 安心・安全な環境をつくる」では、発達障害総合支援センターを核とした人材育成及びペアレントプログラム等の普及・促進を引き続き推進していくとともに、新たに聴覚障害児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携体制の構築や、近年の大型台風や新型コロナウイルスを踏まえ、福祉避難所の整備・運営の支援や物資の備蓄などの感染症対策を盛り込んでいます。

続いて、資料3をご覧ください。「第6期計画の主な変更点」です。

第5期から構成の変更はありませんが、国の基本指針、法改正等を反映しています。また、新型コロナ感染症の流行や自然災害への備えなどを新たに1つの小柱として加えました。

施策について説明します。第5期は263ありましたが、第6期計画では319施策となり、56施策追加しております。第4期から第5期では31施策追加でしたので、今回は2倍の追加となっています。これは皆様の活発なご意見のおかげと考えています。

一方、第6期計画から削除予定の施策は12施策となっています。主な理由は、施策内容の見直し、事業の終了などとなっています。

ここまでが全体的な支援計画の概要です。続きまして資料1をご覧くださいと思います。

支援計画（案）ということで、先週、皆様方には事前にメールで送付させていただきました。大変遅くなって申し訳ありませんでした。その後、若干ページが変わったりもしていますので、今日お配りしたものを中心に説明したいと思いますので、ご了承ください。

前回、ワーキングでは素案という形で皆様方にご提供いたしました。今回は、第7章の市町村データの取りまとめの必要がある障害福祉サービスの見込み量、第9章の資料集以外は、ほぼ素案の段階から刷新しております。ただ、関係各課との調整が手間取っている施策もまだあり、数値目標ももう少し変えたいと思っている部分もあります。そのため、現時点で私どもから最大限お出しできるものというご理解で、よろしく願いいたします。

第9章資料集のうち用語集はまだ更新しておりません。前回ワーキングで提案のあった、用語集に掲載する文言にルビ等をつけると同時に最後にまとめて対応させていただきます。

それでは、最初の説明に入ります。説明時間が長くなりますので、「第1章 総論」～「第3章 取り組むべき課題」を最初に説明します。皆様方からご質問を受けたあと、「第4章 施策体系」～「第9章 資料集」の2回に分けて説明させていただきます。

それでは第1章～第3章を説明します。すべてを説明する時間もございませんので、主な変更点、委員の皆様からこれまでにいただいた意見を反映できた箇所を中心に説明したいと思います。

2ページの「第1章 総論」をご覧ください。2ページの「2 計画の概要 (3) 計画における障害者の定義」についてです。前回の素案の段階で、皆様方からいろいろご意見をいただきました。曾根委員からのご意見で、障害者基本法の第2条後半の「その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」を加えています。なお、18歳未満の者に対象を限定する場合、「障害児」と表記することとしました。

続いて4ページをご覧ください。「カ SDG sの理念に基づく『誰一人取り残さない』地域の実現」を入れました。福祉部で今回6本の計画を作っており、全計画にSDG sの考えを踏まえているため、私どもの計画にも入れました。

続いて8ページの「第2章 障害者の現状と制度改革」をご覧ください。「1 障害者の数」では島村委員の意見を反映し、精神障害者の数について、より実際の数に近い数字として、「精神障害者通院医療費公費負担患者数 11万1,641人」と併記いたしました。

9～11ページは「2 第5期計画の取組状況」として、現在の計画の数値目標の達成具合を記載しています。平成30年の実績、令和元年度の実績で空欄部分が若干ありますが、令和2年度までには概ね達成できると考えております。

続いて12～13ページですが、12ページと13ページが見開きになるよう工夫をさせていただきたいと考えています。「(2) 障害福祉サービスの利用状況」。各障害福祉サービスの令和元年度末（計画2年目）における利用実績をもとに、12ページ①～⑥でコメントを書いています。全体として概ね順調に進捗しているものと考えています。

続いて14～15ページは「(3) 地域生活支援事業の利用状況（県実施分）」です。こちらも各事業の令和元年度末の利用実績をもとに、①～⑤でコメントしています。全体としてこちらも順調に進捗しているものと考えております。

続いて16ページ以降「3 障害者に関する制度改革」についてです。法律などは前回の素案と変わっていませんが、表現や文字等の修正を若干行なっています。

続いて22～27ページ、「4 障害者の現状と問題点」についてです。前回のワーキングの素案では、第5期計画をそのまま掲載しておりましたので、今回皆様方には初めてお見せすることになります。第5期計画策定以降の障害者福祉に関わる社会情勢や、前回のワーキングでの委員の皆様方の意見を反映したつもりですが、すべて説明すると時間が過ぎてしまいます。本日はこの部分に関して、皆様方からご意見を改めて承りたいと考えています。

続いて28ページをご覧ください。「第3章 取り組むべき課題」となっています。

28～32ページに5つの課題について書かれています。前回のワーキングでは、中段の囲みの中、「対応の方向と主な取組」について、第5期計画をそのまま掲載しておりましたので、こちらも今回初めてお見せするものです。第5期計画策定以降の障害者福祉に関わる取組や、前回のワーキングでの皆様方からの意見を反映したつもりです。こちらについてもご意見をいただきたいと考えています。

28ページの「障害者への理解促進と差別解消」についてです。囲みの「対応の方向と主な取組」には、この後説明する「第5章 施策の展開」の319の施策から主要な施策を記載しています。そこで、28ページの囲みの中を説明したいと思います。

まず、2つめの「福祉教育の推進」について、皆様方からのご意見でヒューマンライブラリー「障害当事者による講演ができる仕組みの構築」を入れました。また、その下「虐待の防止」について、障害者福祉施設の従事者だけではなく「管理者等に対する虐待防止研修の受講の促進」を入れました。また、その下「学校、医療機関、保育所等の関係者に対する虐待防止研修への受講の拡大」も入れました。

29ページをご覧ください。「障害者の地域生活の充実・社会参加の支援」についてです。ここはたくさん施策がありますので、囲みの部分が大きくなっています。ここの「対応の方向と主な取組」の変更点をお話します。

下の4つ「精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築」「視覚障害者等の読書環境の整備」「東京2020パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興」「障害者芸術文化活動支援センターの支援などによる芸術文化活動の振興」を新たに加えています。

下の図は「視覚障害者等の読書環境整備の推進体制」ということで、第5期計画から変更しています。

30ページをご覧ください。「3 障害者の就労支援」です。真ん中の囲み、「対応の方

向と主な取組」で変わった点についてですが、「短時間勤務など障害者の多様な働き方の支援」「重度障害者の就労支援」の2つを加えました。

続いて31ページをご覧ください。「4 共に育ち、共に学ぶ教育の推進」についてです。「司書教諭や司書、担任等の教職員間の連携を図り、発達障害や視覚障害者等読字に困難がある児童生徒の読書の機会の充実」は読書バリアフリー法が施行されましたので、今回入れた施策です。

続いて32ページの「5 安心・安全な環境整備の推進」についてです。「対応の方向と主な取組」で新たに入れたのは「発達障害総合支援センターを核とした人材育成、ペアレントプログラム等の普及促進」「聴覚障害児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携体制の構築」「福祉避難所の開設訓練の実施」です。最後の「感染症対策の充実」では「市町村及び関係団体と連携し、感染症発生時の支援・応援体制を構築」「新型コロナウイルス感染症に備え、必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備」を加えました。

以上、第1章～第3章について、大変雑駁ですが、説明を終わります。よろしく願いいたします。

(宗澤会長)

ありがとうございました。これらについて、皆様からご意見承ります。どうぞ遠慮なくご発言ください。はい、田口さん。

(田口委員)

視覚障害者福祉協会の田口です。

最後の感染症対策について、ワーキングチームで田中委員からも発言があったと思いますが、コロナに感染した人への誹謗中傷が問題になっているかと思います。正しいコロナウイルスの理解の仕方、啓発というものを含めた啓発活動を推進していくことが望ましいのではないかと感じました。

(事務局)

お答えします。この後説明いたしますが、81ページ「(3) 感染症対策の充実」の314番で「事業所に対し、感染症対策についての周知啓発、研修を実施します。」とありますので、そちらで対応しているところです。

(宗澤会長)

ほかにいかがでしょうか。

(曾根委員)

資料2の「主な取組」の一番上「新」とある部分ですが、「虐待予防・早期対応等のための関係者に対する研修の充実」とあります。細かくて恐縮なのですが、計画の本文だと「予防」という言葉が使われておらず、「防止」という表現になっています。表現を「防止」として揃えてはいかがかと思いました。

もう1点ですが、資料1の28ページの囲みの中段「福祉教育の推進」の部分について、「障害当事者による講演ができる仕組みの構築」とあります。35ページの本文でいうと「講師等の情報提供ができる仕組み」とあります。ワーキングチームの中の議論でも、そういう講師を登録して要請があったときに派遣できるような仕組みづくりを進めるという提案だったかと思います。本文に合わせた表現のほうが馴染むのかなと思いました。以上です。

(事務局)

対応させていただきます、ありがとうございました。

(宗澤会長)

ほかにいかがですか。高野さん、どうぞ。

(高野委員)

資料1の31ページ「4 共に育ち、共に学ぶ」の部分で、学校の問題などが取り上げられています。知的障害者またはその他の障害者に関しましても、知的障害者なら知的障害者だけということはずあり得ません。知的障害のうえに、何か他の障害を持っているという重複障害が非常に増えております。例えばろうと知的障害、盲と知的障害の組み合わせがかなり多く、現場ではその対応に非常に苦慮しているところです。全体から見れば重複障害者というのは、大変少ない人数だとは思いますが、支援の狭間に落ちこぼれないよう、どこかでこの問題について取り上げるものを入れておいてほしいなと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、ろう（聾）の方で知的障害、知的障害と盲の方など、特別支援学校はそれぞれ障害種に分けて教育しているものですから、お子様を伸ばすためには、どこに焦点をあてればいいのかということで就学先決定という形になっています。そのあたりは丁寧に対応していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(宗澤会長)

宮野さん、どうぞ。

(宮野委員)

資料1の30ページ「3 障害者の就労支援」と24ページ「(3) 障害者の就労について」をあわせて見ると、障害者雇用率が2.22%と、これは明らかに障害者手帳を持っている障害者を対象にしているのではないかという印象がすごく強いです。もちろん難病患者は障害者の枠に入っているのですが、障害者手帳を持たない難病患者はたくさんおります。そういう人をどのようにサポートするかが、ここでは見えてこないのです。その点はどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

難病の方について、企業の雇用管理の担当者、地域の障害者の就労支援機関の担当者を対象にし、研修会を実施しています。実際に職場に迎え入れるにあたって、どのような点を考慮、配慮すればいいか、難病自体についての理解を深めるための研修をしており、そのような取組をしております。

以上です。

(宮野委員)

ありがとうございます。例えば30ページを見ると「重度障害者の就労支援」という形ではっきり出ているのですが、障害者手帳を持たない難病患者の就労支援という文言は全

く見えないのです。そういう、なんというのか、担当者に対していろいろな情報提供をしていらっしやる事実はあるわけなので、何かそれが見えるものがここに入るといいなど思うのですが。

(宗澤会長)

障難協の方からは一貫してそのようなご意見をいただいていると思います。努力の方向性にご異論がないのであれば、事務局で一度、その文言を入れることができるかどうか、ご検討いただけませんかでしょうか。今、すぐご回答いただくことは、なかなか難しいかもしれないので。

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいまの件、検討させていただきたいと思います。

手帳の有無のお話もありましたが、冒頭の2ページで障害者を定義させていただいております。この中では障害者手帳の有無で分けておりませんし、難病患者についてもここでしっかり明記させていただいております。ですので、30ページに出てくる障害者は手帳を持っている方に限定されず、難病の方も含めた障害者ととらえております。そのうえで、さらに「難病患者」という言葉をさらに加えて記載することが、全体の流れの中で可能かどうかを検討させていただきたいと思います。以上です。

(宗澤会長)

よろしく願います。ほか、いかがでしょうか。はい、田中さん。

(田中委員)

先ほど柿沼主幹から、福祉部で6本の計画を策定中というお話でした。私も地域福祉支援計画、ケアラー支援計画などに関わっています。相互に連携をとっていただいて、計画を作っていただくことがとても重要だと思っています。

ケアラー支援計画の中でも、障害児・者に対するケアラー支援をどうするかということで、素案ですので荒っぽい表現になってはいますが、やはり障害者福祉推進課に関わるようなケアラー支援の計画もあるのです。

それらを合わせて、地域福祉支援計画の中でも、障害者福祉推進に関するような計画も盛り込んでおります。可能でしたら、計画を相互に交換し合いながら、読み込みながら調整をして作っていただけるとよろしいかと思っております。その辺のところ、よろしくお願ひしたいと思っております。

(事務局)

わかりました。他の計画の施策と共通するものについては、なるべく障害者支援計画に入れるようにしております。この後、第4章から、最後の説明の中でその話をさせていただきたいと思っております。

(宗澤会長)

ほかにかがでしょうか。

(大島委員)

第3章「取組むべき課題」の真ん中の囲みの部分「対応の方向と主な取組」ですが、ページによって書きぶりは違いますが、箇条書きに施策が並べて書いてある感じがします。

可能であれば、実際に具体的な施策に近い並べ替えにするとか、標記・並べ替えの問題なのですが、そのようにしていただけると、読む方はわかりやすいかなと思っております。今、いろいろな内容がランダムに入っているように見えるので、少しご検討いただければと思っております。以上です。

(事務局)

そのように対応させていただきます。

(宗澤会長)

ほかにかがでしょうか。八木井さん、どうぞ。

(八木井委員)

自立生活協会の八木井です。28ページの冒頭部分に、優生思想のことが書かれていてありがたいと思っておりますが、その下に「お互いに人格と個性を尊重しながら」とあり、その

部分にもっと命の大切さを入れてもらいたいと思います。

(宗澤会長)

八木井さんの意見は、28ページの冒頭の部分から6行目までの間で、優生思想の問題が指摘され、それを受けてお互いに人格と個性を尊重しながら、とあるが、ここに「人格と個性」だけではなく「命」を入れるべきだと。そういうことですね。

(八木井委員)

はい。

(宗澤会長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

表現方法を検討させていただきたいと思います。

(宗澤会長)

冒頭で問われた津久井やまゆり園事件と強制不妊手術問題は、命の問題が問われたという性格を持っています。それは八木井さんのご意見通り、人格と個性だけではなくまず「命の尊重」を入れても不自然ではないと思います。

(事務局)

そのような形に検討させていただきます。

(宗澤会長)

では、1章～3章のご意見も後半部分でもお受けいたしますので、次、4章以降のご説明を事務局からお願い申し上げます。

(事務局)

第4章～第9章の説明をさせていただきます。33ページをご覧ください。

まず、「第4章 施策体系」についてですが、先ほど説明した通り、構成は第5章と変わらない予定です。大柱、中柱、小柱と分かれ、大柱と中柱は本数も概要も現行計画と変わりませんが、小柱が4つ増えております。

具体的には「Ⅰ3(2)虐待防止」「Ⅱ4(4)視覚障害者等の読書環境の整備」「Ⅲ1(4)重度障害者の就労支援」、最後が34ページ「Ⅴ4(3)感染症対策の充実」、この4つが新たに小柱として増えています。

また、小柱の名称も変更している部分が3つあります。「Ⅱ1(3)福祉を支える人材の確保及び人材の育成研修の充実」「Ⅱ5(3)芸術文化活動の振興」「(4)東京2020パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興」としています。これまで芸術とスポーツが混ざった部分がありましたので、明確に(3)(4)と分けさせていただきました。33、34ページの施策体系は以上です。

続きまして、「第5章 施策の展開」について、35～81ページになります。

35ページの6番の新規事業についてです。ヘルプマークについてはすでに進めておりますので、「ヘルプマークをはじめとした各種障害者マークの普及啓発を推進します。」と新たに入れました。

その下の7番です。ケアラー支援計画に載っているもので当計画にも載っているものの1つとして、7番「ケアラーに関する理解を促進するため、普及・啓発活動を推進します。」担当課が地域包括ケア課とありますが、これは他計画との連携の一環として載せています。

続いて36ページ11番の新規事業ですが、皆様方からのご意見を踏まえたヒューマンライブラリーです。「福祉教育や社会教育の場で、障害当事者による授業や講演等を促進するため、講師等の情報を提供する仕組みをつくります。(仮称:ヒューマンライブラリー)」を新規の取組として入れております。

同じく16番です。こちらは数値目標が新たに加わっております。「あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数」ということで、なかなか住宅を借りられない要配慮の方がいるということで、あんしん賃貸住まいサポート店による成約件数を751件から1250件にするという目標を新たに加えました。

続いて37ページ23番の新規事業「旧優生保護法に基づき強制不妊手術を受けた方に対し、旧優生保護法一時金支給法の周知に努めます。」これは第2回ワーキングで田中委員からお話があったと思います。こちらを新たに加えております。

同じく37ページ「(2)虐待防止」がありますが、これを新たに1つの小柱として加え

ております。全部の施策に「新」とは書いてありませんが、内容は変更されております。例えば38ページ25番ですが、もともとの施策の3行目に「管理者」を加えております。

また、「受講対象者を学校、医療機関、保育所等の関係者まで広げます。」と変更しております。こちらは曾根委員のご意見を反映させていただいたところです。

次に39ページ32番ですが、これも新規施策ではないのですが、内容を変えましたのでご説明いたします。社会福祉法の改正にあたり、それに合わせて文言を修正したものです。こちらも地域福祉支援計画に載っている文言ですので、連携しているものの1つです。

「制度の狭間などで複合問題を抱える人を支援するため、既存の相談支援機関等が連携して複合課題に対応する『市町村における包括的な相談支援体制の構築』を進めます。」と前の計画の文言を変えて掲載しています。

続いて40ページ38番の新規施策ですが、国の基本指針を踏まえた施策です。「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者（児）に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。」というものです。

続いて、同じく40ページ42番、これももともとの施策ですが、追加した部分があります。「地域生活支援拠点を市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備し」が現行計画ですが、その後、国の基本指針から入れたものが2行目以降です。「機能の充実のため年1回以上の運用状況の検証及び検討をするよう各市町村に働き掛けます。また、地域生活支援拠点を活用し、各市町村や圏域で人材育成に取り組みます。」を加えております。

続いて41ページ48番の新規施策「入所施設等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保します。」も国の基本指針から入れました。

続いて42ページ50番の新規施策です。これは関口委員の意見を反映し入れております。「刑務所等の出所後に帰来先のない高齢者や障害者で福祉の支援が必要な方に対し、住居や生活保護等の福祉サービス受給に向けた相談・調整等を行うことにより再犯を防ぐとともに、地域での自立した生活を促進します。」これは再犯防止推進計画に載っているものですが、障害者の方々にも対応するというので、新たに入れております。

続いて44ページ62番の新規施策です。「障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する様々な研修に市町村職員の参加を促すとともに、県が実施する指導監査結果を関係自治体などと共有するなどの体制を構築します。」こちらも国の基本指針からです。また、団体ヒアリングやワーキングで「障害福祉サービスの質の向上」の意見が多くありました

ことから載せております。

続いて47ページ83番の新規施策です。「重症心身障害児や医療的ケア児及びその家族（ケアラー）の支援に当たっては、その人数やニーズなどを把握し、必要な支援を行います。」こちらも国の基本指針からとったものです。また、埼玉県ケアラー支援計画との連携の一環として盛り込んでいるものです。

続きまして51ページをご覧ください。「(3) 手話を使いやすい環境の整備」は前からある小柱です。手話環境整備施策懇話会から提言されたものがこちらに反映されています。例えば121番は新規施策で、右の52ページの126番も新規施策です。また、122番は内容が若干修正されております。手話に関する施策はこちらにまとめております。

続いて53ページをご覧ください。新たな小柱である「(4) 視覚障害者等の読書環境の整備」です。読書バリアフリー法が施行され、それに基づいた施策なので、すべて新規施策です。

続いて56、57ページをご覧ください。先ほど、小柱の名称が変わったと申し上げました。芸術文化活動の振興が(3)、57ページに障害者スポーツを(4)として載せています。

159番をご覧ください。障害者文化芸術推進法に基づいた施策として「障害者の芸術文化活動を支援する『障害者芸術文化活動支援センター』の運営をサポートすることで、障害者や家族、事業所等に対する相談支援、支援人材の育成、権利擁護の推進、支援者のネットワーク等を充実させます。」というものです。

下の「(4) 東京2020パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興」ということで、新規は161、162、164、165番です。

続いて59ページの「1 就労に向けた支援」についてです。166番と60ページの173番は、障害者の採用について踏み込んだ表現に直しています。173番は県警の新規施策として入れております。

続いて62ページをご覧ください。「(3) 多様な働き方の支援」についてです。189番の新規施策ですが、ワーキングや団体ヒアリングでたくさん意見が出ました。障害者の多様な働き方、例えばテレワーク、短時間勤務などを推進していくというものです。

続いて63ページをご覧ください。「(4) 重度障害者の就労支援」についてですが、これも新たに入れた小柱です。「重度障害者を雇用した場合に利用できる助成制度を積極的に企業に紹介するなど、重度障害者の雇用を支援します。また、雇用施策との連携による

重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村を支援します。」という新しい施策を入れております。

続いて66ページ211番についてです。ワーキングで看護師を配置するべきという意見を踏まえ「医療的ケアの必要な障害のある児童生徒に対応するため、校内に看護師を配置するなど医療との連携強化を図るとともに、教職員の医療的知識や技術についての研修を充実します。」としました。

続いて67ページをご覧ください。219番です。特別支援学校について若山委員からご意見があり、反映させていただいています。「県立特別支援学校の今後の児童生徒増に対応するため、埼玉県特別支援教育環境整備計画を基にしながら、県東部地域への新たな特別支援学校の設置を進めるなど、学習環境の整備及び充実を図ります。また、校舎等の建物や設備などの大規模改修を計画的に推進します。」と修正しております。

続いて69ページをご覧ください。聴覚障害児についての新規施策として224、230番、231番を入れております。

続いて71ページをご覧ください。241番はもともとあった施策ですが「ペアレントプログラム」や「ペアレントトレーニング等」の部分を追加しております。第5期計画だと「親への支援」という言葉がありましたが、それを「ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制が整うよう市町村を支援します。」と変更しています。

続いて74ページをご覧ください。277番の2行目の最後、「アウトリーチ支援を行うなど」を追加させていただきました。

続いて81ページをご覧ください。小柱で新たに追加した「(3) 感染症対策の充実」ということで314番～319番を新規施策として入れております。

次に82ページの「第6章 施策体系ごとの数値目標」の説明をいたします。数値目標について、現在もまだ各課と調整中のものが多く大変申し訳なく思っております。新たに加わった数値目標としては、16番「あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者\*成約件数」、83ページ49番「精神病床からの退院後1年以内における平均生活日数」また、147番「新規ダイジー資料製作点数」も読書バリアフリー法施行に伴うもので、新たな数値目標です。

同じく83ページの175番「警察官を除く職員の実雇用率」と84ページ211番「特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数」。これも今回新たに入れたものです。

数値目標はまだ検討中のものがありますので、今後各課と調整し固めていきたいと考え

ております。

続きまして、85ページの「第7章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量)」ですが、現在、市町村へ照会しているところで、まとまりましたら入れ込む形ですので数値等は入っておりません。

ただ、86ページなどは、現行計画に比べると、1番上の「福祉施設から一般就労への移行等」「発達障害者に対する支援」までは現行計画にあったのですが、その下の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」や「相談支援体制の充実・強化」「障害福祉サービスの質向上」などが新たに加わっております。

続いて、108ページから114ページまでの第8章です。これは前回のワーキングで素案としてお出ししました。2年間のワーキングチームを経て、皆様方にまとめていただいたものです。提言ということで原文のまま掲載させていただいております。

最後が「第9章 資料集」です。119ページをご覧ください。障害者に関するマークということで、前回のワーキングで岡野委員から提案があり、122ページの手話マーク、123ページの筆談マークを加えております。124ページ以降が用語解説です。内容が整った後に用語解説は入れさせていただこうと考えています。

以上で第4章～第9章の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(宗澤会長)

ただいまの説明につきまして、皆様からのご意見を頂戴いたします。

(関口委員)

埼精社協の関口です。

39ページ32番「制度の狭間などで複合問題を抱える人を支援するため」の部分で、昨今の大きな問題として8050問題がニュースにもなっています。先だっても親が亡くなり、ひきこもりの発達障害だと思われる方がそのまま餓死するという事件がありました。ケアラーの問題とも重なってくるかもしれませんが、その問題を県としても把握していく、これを問題として認知していくことを言葉として入れたほうが良いという気がしました。そういう意味では、この32番と29ページに8050問題を何らかの言葉で落とし込んだほうが、問題をきちんと把握していく1つのカテゴリーができるのではないかと思います。それが1つ、意見です。

それから51ページの「(3) 手話を使いやすい環境の整備」ですが、これは岡野委員さんにお聞きしたほうがいいかと思いました。ある市町村においては、手話通訳の方がなかなか確保できないことから、ICTを使ってタブレットを見ながら手話を提供いただけるシステムが作られています。岡野委員さんのご意見も聞いたうえで、その制度が必要かどうかを聞いてみたいと思いました。

(事務局)

担当各課で検討させていただきます。

(宗澤会長)

おそらくタブレット端末に入れたアプリで手話通訳をしてくれるという仕組みが利用されかけていることもあり、そこを「岡野さんからご意見を聞きたい」という発言がありました。岡野さんから何かありますか。

(岡野委員)

岡野です。現在、アプリを使った遠隔手話サービスがコロナの影響もあり、タブレットを使った手話サービスとして普及し始めています。確かにそれが実態です。ただ、さまざまな課題もあります。きちんとした通訳ができるのか、その環境がまだまだ整っていないこともあります。実際に通訳者の確保等の課題もあります。まだまだこれがはっきり良い形だと言えない状況です。ですので、時期尚早かと考えています。

全日本ろうあ連盟からもまだ決定されておりません。整備が整った後、改めて7期へ入れるほうがいいかと、個人的に思っています。

以上です。

(宗澤会長)

51ページの119番の新規事業のところで「ICTによる遠隔手話サービスの導入など聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。」という部分が入っております。

岡野さんのご指摘を踏まえると、この119番の新規施策には検討課題も含まれているというご確認を事務局でしていただいているのであれば、これでよろしいでしょうか。

(事務局)

ただいまの、遠隔手話サービスについては、今般のコロナウイルスの拡大を受けて、医療機関等に手話通訳が訪問できないことがあるのではないかと想定し、聴覚障害者協会からも要望をいただきまして、5月からすでに実施しているところです。サービスの仕組み自体は作っているのですが、ここにあるように、今後情報保障の拡充という形で、さまざまな運用を広げていくかという話は、岡野委員の話にありましたように、さまざまな課題もあります。それらを慎重に検討しながら進めていきたいと考えています。以上です。

(宗澤会長)

田中委員、お願いします。

(田中委員)

時間もあまりないので、かいつまんでお話をさせていただきます。

300以上もある施策、大変だと思います。短い期間でこのような素案を作っていたことには、感謝申し上げます。

そのうえでまず1点目。共生社会条例は、国の法律改正との関連もあるのですが、この計画の中で共生社会条例の改正等の展望みたいなものは盛り込めないのかということ。

もう1点は、重度障害者の就労支援について。今、重度訪問介護をさいたま市でも実施していますが、この計画の中でも就労するときに重度訪問介護を使えるような体制づくりができることを盛り込めないのかということ。それが2点目です。

3点目。障害者スポーツの中で、市町村で障害者スポーツの指導員をぜひとも配置していただきたいのです。地域の中で身近に障害者スポーツが楽しめるような環境づくりを推進していただければいいと思います。市町村の規模によっても設置する人数が変わってくると思います。その辺の検討をお願いしたいのが3点目です。

4点目は、視覚障害者の読書環境の整備について。施策134番～145番が新規で読書バリアフリー法の改正としてあげられています。ぜひ点字図書館のPRをしっかりとやっていただいて、多くの視覚障害者に読書環境を享受できるような体制づくりをお願いしたいのです。これが4点目です。

5点目、障害のある人の教員への採用について、ぜひお願いしたいのです。これは2年前、県の教育委員会の障害者雇用推進委員会でも出ています。ぜひ、さまざまな障害を持

った人たちが学校教育の現場で、特別支援学校以外の市町村や高等学校の現場で働けるような仕組みづくりをぜひお願いしたい。これが5点目。

最後、6点目。障害者交流センターの新たな役割を、コロナという中でWi-Fi環境やさまざまな会議の形態も変わってきていますので、障害者交流センターの新しい在り方のようなものも、どこかに盛り込んでいただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

(事務局)

1点目、共生社会づくり条例の改正について。今、国で差別解消法の改正や見直しも含め、いろいろな審議が行なわれているようです。そちらの改正状況、動向を見極めながら検討していきたいと考えています。その際は皆様からご意見をいただきながら進めてまいります。

(事務局)

2点目の重度障害者の就労支援については、63ページの「(4)重度障害者の就労支援」の193番に「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村を支援します。」という形で新たに盛り込まれています。国も「対象者は重度訪問介護を使われている方」としていますが、重度訪問介護の中でみていくということではなく、10月から雇用調整助成金で雇用部分に対応し、そこで補えない部分を地域生活支援事業のこの事業で対応していくという整理がされました。このような取り組みで今後対応していくと整理されている認識です。以上です。

(事務局)

障害者スポーツ指導員のお話について。各市町村に配置という形にできるかは、今後市町村へ話をしてみますが、障害者スポーツを普及していくにあたって、市町村でイベントなどやっていただく、スポーツ指導員にそれを手伝っていただく形は、我々としても重要だとも思っております。

今後、市町村にはいろいろな形でスポーツ指導員について働き掛け、あるいはイベント等ではボランティアで手伝っていただくなどのお話をしていければいいと考えております。この施策の中でも「障害者スポーツ指導員の養成研修、活動の場の推進」とありますので、

進めていきたいと思っています。以上です。

(事務局)

点字図書館についてお答えします。点字図書館のPRについて田中委員からご心配いただき、ありがとうございます。これまでも点字図書館は長い間運用させていただいており、医療機関などにパンフレットをお配りし、該当の方がいらっしゃった場合にはお知らせしてくださいと、お願いしてきたところです。

読書バリアフリー法の中で公立図書館におけるバリアフリーの形が主に書かれています。その中で点字図書館の役割や、公立図書館と点字図書館の連携をたくさん書いていただいています。今回の新しい小柱でも、点字図書館と公立図書館が連携して、周知や広報をいろいろやっていこうという施策を出させていただきました。この点で、点字図書館のPRを今まで以上に進めていければと考えています。

(事務局)

5番目の教員採用について。障害当事者が教育することは非常に意義があることだと思いますし、障害の状況や教員としての適性等もみて採用へ努めてまいりたいと思います。

(事務局)

交流センターについては、本日担当課がおりませんので、担当課へ趣旨を伝えてまいりたいと思います、以上です。

(宗澤会長)

中井さん、どうぞ。

(中井委員)

公募委員の中井です。33ページの大柱のⅡ1(3)について。表現を変えて「福祉を支える人材の確保を」が入ったと思います。それに対応する44ページの真ん中の(3)が、細かいことで申し訳ないのですが、「人材の確保」という表現が入っていないので、統一されたほうがいいのかなど。

「人材の確保」が新しい表現ならば、63番～71番の施策の中で、「人材の確保」が入

っているのは、66番だけです。66番を見ますと、「新規採用職員を対象とした」となっています。施設や支援施設から皆を呼んで合同入職式をするのかと思いますが、この「新規採用職員」は誰を指すのかを教えてください。また、「人材確保」を文言に入れるのならば、63番～71番の中のお他施策にも「人材の確保」を入れたほうがいいのではないかと思います。

(事務局)

44ページの66番「障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、新規採用職員を対象とした合同入職式」における職員の定義に関するお問い合わせについてお答えします。

本年度コロナウイルス感染症拡大を受け、実施できなかったという経緯があります。基本的な考え方としては、障害福祉施設、入所施設、障害福祉サービス事業所の支援員などの方々の横の連携を保つことで離職を防ぐという形の取組を進めております。ご理解いただきたいと思ひます。以上です。

(事務局)

(3)の修正をし忘れたものは、私のミスです。こちらは直しておきます。

なぜ「福祉人材の確保」を入れたかを申し上げます。これまでの団体ヒアリングやワーキングなどでは、人材の育成だけではなく、職員の採用が難しいという話がありました。実際に66番しか人材確保の文言はありませんが、あえて小柱を変更し人材確保の施策を進めていこうと、そのような意気込みを含めておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

(宗澤会長)

続いて「(2)第6期埼玉県障害者支援計画(案)に対する県民コメントの実施について」、事務局から説明をいただきます。

(事務局)

資料4をご覧ください。第6期埼玉県障害者支援計画(案)に対する県民コメント(意見募集)の実施について。こちらは現段階では(案)ですが、こちらに記載している方法

で、今後県民コメントについて実施していきたいと考えています。

中段を見てください。「県民コメントについて」の下の部分です。募集期間は、令和3年1月5日（火）～令和3年2月4日（木）の1か月間としています。資料については、こちらにもあるように、入手は県のホームページからできます。また県の主な地域機関でも、こちらの冊子を用意し、そちらをご覧いただきたいと考えています。

これについては、県の計画策定、条例等の改正や策定をする際、こういったルールに基づいて行なっていますので、ご理解いただきたいと思います。

続いて2ページをご覧ください。「3 意見の提出方法」についてです。個人、法人、団体、それぞれ提出いただく際、若干記載していただく内容が違いますのでご注意くださいと思います。

3ページ「4 意見の取扱い」についてです。県民コメントでいただいた意見を考慮して計画を策定していきます。またいただいたご意見の概要やそれに対する県の考え方については、後日になりますが、ホームページで公表していきたいと考えています。その際、いただいた個々の意見に対する個別の回答や提出いただいた書類等については返却いたしません。

本日は皆様から貴重なご意見をいただきましたので、それを反映したものを、これから庁内の関係課と調整を行ないます。その後、その反映したもので県民コメントをかけます。そのできあがったものについては、皆様へまたメール等でご通知等さしあげようと考えています。

以上です。

(宗澤会長)

それではただ今の、パブリックコメントの説明について、何かご意見があれば頂戴します。若山さん、どうぞ。

(若山委員)

今回、今までの仕組みの中で、ワーキングチームで議論されたことが大変活かされていることを評価したいと思います。また、パブリックコメントは、数がかなり少ないという印象を、私は受けています。数を増やす努力をすべきではないかと思っています。私どもも当然PRはしますが、よろしくお願ひしたいと思っています。

また、我々、資料として概要という形でいただいておりますが、できれば生の意見みたいなものを受け止められれば、次回の計画などにも活かされるのではないかと考えています。

今日私自身、意見が言えない部分があったので、期限を区切ってもいいのですが、できれば何か文書で発言する機会をいただければと考えています。以上です。

(宗澤会長)

この協議会の時間の制約もあって、委員の方がさらに意見を言いたい場合、何か方法や期限があればご提示いただければと思います。

一応事務局としては、この協議会で1つの区切りだと思っております。しかし時間の制約もあり発言したいと考えて、意見を言いたいという場合。委員の皆様が文書でご発言される場合のデッドラインみたいなものをお示しいただけるのであれば……。どうでしょうか。

(事務局)

県民コメントのこの後のスケジュール的に、先ほどお話をさせていただいた、冊子の形にして、各地域機関等に郵送等しなければいけないため、タイトなスケジュールになっております。できましたら、ご意見ということであれば、とても短くなってしまいますが、今週一杯までにいただくとありがたいのですが。それをまとめて反映し、冊子の形にして送りたいと思います。

(宗澤会長)

実務の必要からいうと、今週一杯でお願いしたいということです。これは仕方がないと思いますので、そのようなスケジュールでお願いしたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

(事務局)

もう1点。申し訳ありません。

先ほど若山委員からご提案いただきましたが、前回第5期のときの県民コメントでいただいたご意見は144件いただいております。

(宗澤会長)

それぞれの委員の皆様が所属されている団体の会員の皆様方や、お知り合いの方にもお声かけいただき「意見がある場合にはパブリックコメントで」とお願いしていただくこと、私からもお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは最後の次第、「3 その他 今後のスケジュールについて」事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

よろしくお願いします。参考資料1をご覧ください。今後のスケジュールについてです。

第4回の障害者施策推進協議会については、来年2月22日(月)に開催する予定です。会場は県民健康センター大会議室C、時間は10時からを考えております。

第4回の障害者施策推進協議会は、先ほどご説明させていただきました、本日皆様にごいただいたご意見を反映させたものを、関係各課と調整し、県民コメントへかけて、ご意見いただいた分について考慮したものを(案)としてご提示し、皆様にご協議いただきたいと考えています。

以上です。よろしくお願いします。

(宗澤会長)

ありがとうございました。それでは他に何かございますか。

事務局もよろしいですか。

はい、では以上で議題がすべて終了しました。本日は円滑な会議運営にご協力いただきましたこと、感謝申し上げます。お疲れさまでした。

(司会)

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第3回埼玉県障害者施策推進協議会を閉会させていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。

令和2年11月30日

議 長 宗澤 忠雄

議事録署名委員 島村 千明

議事録署名委員 中井 真人